

労働基準関係法令違反に係る公表事案

秋田労働局

最終更新日：令和5年3月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
(有)若松産業	秋田県横手市	R4.9.1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第479条	伐木の作業を行うときに、伐倒について一定の合図を定めていなかったもの	R4.9.1送検
日天建設(株)	秋田県仙北市	R4.11.7	最低賃金法第4条	労働者2名に、5か月間の定期賃金合計約107万円を支払わなかったもの	R4.11.7送検
(株)渋谷林業	秋田県鹿角市	R4.11.25	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の96	車両系木材伐出機械(木材グラブプル機)を用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R4.11.25送検
八巻板金工業(株)	秋田県横手市	R4.12.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	高さ約5メートルのわく組足場で、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R4.12.5送検
(株)仙北技研工業	秋田県仙北市	R5.3.7	労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第617条	夏季に、塩及び飲料水を備えることなく草刈り作業を行わせたもの	R5.3.7送検
泉山勝工務店	秋田県鹿角市	R5.3.15	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約5メートルの屋根で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.3.15送致
ソーイング恵	秋田県由利本荘市	R5.3.20	最低賃金法第4条	労働者9名に、2か月分から5か月分までの定期賃金合計約33万円を支払わなかったもの	R5.3.20送致
(有)望月板金	東京都豊島区	R5.3.20	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	3日の休業を要する労働災害について、法定の期日までに労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R5.3.20送致
BHW(株)	秋田県仙北郡美郷町	R5.3.27	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第349条	感電による危険防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.3.27送致